

被扶養者調査票（異動届）の提出について

1. 提出期限

令和7年11月28日（金）

2. 提出対象

令和7年8月31日現在、被扶養者として認定されている方のうち、以下に該当する方

（1）事業所番号1～680

- ①18歳以上で続柄が「子」以外の方
- ②昨年「年収の壁・支援強化パッケージ（130万円の壁）」の措置を受けられた方

（2）事業所番号681以降

- ①18歳以上で続柄が「配偶者」・「子」以外の方
- ②昨年「年収の壁・支援強化パッケージ（130万円の壁）」の措置を受けられた方

※資格喪失届や削除届を提出済みの場合は不要です。

3. 提出方法

- ・ 各調査票に確認書類をホチキス留めしてください
- ・ 事業所ごとに取りまとめのうえ提出願います

4. 添付書類について

別表「令和7年度検認用添付書類一覧表」を必ず確認し、該当書類をすべて添付

5. その他の注意事項

（1）国外に居住し住民票がない方で、下記①～③に該当し要件を満たす方は、上記

4の添付書類及び（ ）内の書類を要添付

- ① 留学（査証・在学証明書・送金証明等）
- ② 海外赴任に同行（査証・赴任辞令・居住証明等）
- ③ 一時的な海外渡航（査証・派遣機関証明等）

※外国語書類は翻訳添付

(2) 検認の結果、要件を満たさない場合は削除となります（要件詳細は組合 HP 参照）

【URL】 <https://www.sekkei-kenpo.org/insuranceproduce/huyou/huyouNinteiConditions>



(3) 令和 7 年 10 月 1 日から、配偶者を除く 19 歳以上 23 歳未満の収入要件は 130 万円未満→150 万円未満に引き上げられました。

(4) 調査票記載の「認定年月日」は転籍・再雇用に伴い新たに附番された日を記載しています。

(5) 調査票に記載されていない被扶養者の削除は「被扶養者（異動）届」に健康保険証等を添付し別途提出願います。

(6) 提出期限までに調査票や証明書の提出がない場合は、当該被扶養者を削除いたします。

6. 提出先及び問合せ先

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 2-37-9

全国設計事務所健康保険組合 業務部 適用・徴収グループ Tel.03-3404-7344